

6 家屋連担区域とは

家屋連担区域とは、市長が指定する地域等の中で、道路、鉄道、軌道及び索道の一方側にある建築物(家屋およびこれに附属するへいまたは垣等)が相互の外壁間の距離※20メートルを越えない範囲で、かつ、道路に沿っておおむね100メートル以上にわたって接続し、もしくは凝集して分布する区域のことをいう。

※家屋連担区域に設置するものとして許可を受けている既存の野立広告物については、建築物の撤去等により建築物の外壁等間の相互の距離が20メートルを超えることとなった場合であっても、その距離が50メートルを超えない限り、引き続き連担の要件を満たすものとみなします。

＜野立ての屋外広告物の許可を行う場所についてのイメージ図＞

